

★★★ <第30回知的財産翻訳検定試験【第16回和文英訳】> ★★★

≪ 1 級課題 -知財法務実務- ≫

【解答にあたっての注意】

1. 問題の指示により英訳してください。
2. 解答語数に特に制限はありません。適切な箇所で改行してください。
3. 課題文に段落番号がある場合、これを訳文に記載してください。
4. 課題は2題あります。それぞれの課題の指示に従い、2題すべて解答してください。

問1. 以下に、ある特許権侵害訴訟判決の一部を示します。翻訳対象箇所を英語に翻訳してください。

翻訳に際しての注記

(1) 翻訳対象箇所は1箇所で、\*\*\* START \*\*\*, \*\*\* END \*\*\*で始終点を示してあります。

(2) 翻訳文だけを読んでも内容を正確に且つ容易に理解できるよう、文書として自然な日本語訳を心がけてください。必要であれば、内容の正確性が担保される限りにおいて、一文を区切って二文で表現するなど、工夫を凝らしていただいて構いません。

(3) 必要に応じて以下の訳語を使用してください。使用するか否かは採点に影響しません。

- ・ローリング部：a rolling part
- ・軸受け部材：a bearing
- ・回転体：a rotator
- ・美容器：a beauty instrument
- ・(符号の) ア：(a)

以下、問題文→

(エ) 前記第2の2で認定した本件発明2の特許請求の範囲の記載及び前記1で認定した本件明細書2の記載からすると、本件発明2は、回転体、支持軸、軸受け部材、ハンドル等の部材から構成される美容器の発明であるが、軸受け部材と回転体の内周面の形状に特徴のある発明であると認められる(以下、こ

の部分で「本件特徴部分」という。)

原告製品は、前記アのとおり、支持軸に回転可能に支持された一对のローリング部を肌に押し付けて回転させることにより、肌を摘み上げ、肌に対して美容的作用を付与しようとする美容器であるから、本件特徴部分は、原告製品の一部であるにすぎない。

**\*\*\* START \*\*\***

ところで、本件のように、特許発明を実施した特許権者の製品において、特許発明の特徴部分はその一部分にすぎない場合であっても、特許権者の製品の販売によって得られる限界利益の全額が特許権者の逸失利益となることが事実上推定されるというべきである。そして、原告製品にとっては、ローリング部の良好な回転を実現することも重要であり、そのために必要な部材である本件特徴部分すなわち軸受け部材と回転体の内周面の形状も、原告製品の販売による利益に相応に貢献しているものといえる。

しかし、上記のとおり、原告製品は、一对のローリング部を皮膚に押し付けて回転させることにより、皮膚を摘み上げて美容的作用を付与するという美容器であるから、原告製品のうち大きな顧客誘引力を有する部分は、ローリング部の構成であるものと認められ、また、前記アのとおり、原告製品は、ソーラーパネルを備え、微弱電流を発生させており、これにより、顧客誘引力を高めているものと認められる。これらの事情からすると、本件特徴部分が原告製品の販売による利益の全てに貢献しているとはいえないから、原告製品の販売によって得られる限界利益の全額を原告の逸失利益と認めるのは相当でなく、したがって、原告製品においては、上記の事実上の推定が一部覆滅されるというべきである。

**\*\*\* END \*\*\***

そして、上記で判示した本件特徴部分の原告製品における位置付け、原告製品が本件特徴部分以外に備えている特徴やその顧客誘引力など本件に現れた事情を総合考慮すると、同覆滅がされる程度は、全体の約6割であると認めるのが相当である。

←問題文ここまで

問2. 以下は株式会社 ABCDE（英名：ABCDE Co., Ltd.）の新規雇用入社時誓約書（架空）の抜粋です。翻訳対象箇所を英語に翻訳してください。

翻訳に際しての注記

（1）翻訳対象箇所は1箇所、**\*\*\* START \*\*\***, **\*\*\* END \*\*\***で始終点を示してあります。

（2）翻訳に際して、定義語（文中、「以下『〇〇』という。」という形式により定義された用語のこと。）については、各単語の先頭大文字にて訳出してください（たとえば、「発明」が定義の場合、Invention など）。

（3）翻訳文だけを読んでも内容を正確に且つ容易に理解できるよう、文書として自然な日本語訳を心がけてください。必要であれば、内容の正確性が担保される限りにおいて、一文を区切って二文で表現するなど、工夫を凝らしていただいて構いません。

株式会社 ABCDE 御中

### 誓約書

私は、貴社（以下「本会社」といいます。）に従業員として新規に雇用されるに際して、貴社に対して、以下の事項を誓約します。

**\*\*\* START \*\*\***

1. 私は、本会社による私の雇用の間のみならずその終了後においても、本会社の明示的な書面による承諾を得ない限り、本会社について私が知り得た一切の非公知の情報（これには本会社が秘密として管理するもの、本会社が秘密として管理するか否かを問わず、その性質上、第三者に知られると本会社の営業に対して何らかの影響を与えるものも含まれますが、これらに限られません。）（以下「本秘密情報」といいます。）を秘守するとともに、本会社の営業以外の目的に使用しないことを誓約します。

2. 私は、本会社による私の雇用の間中に私が着想又は創作した一切のアイデア、発明、デザイン、著作物その他知的財産のうち、本会社の就業規則に定めるもの（以下「本知的財産」といいます。）が、当該就業規則にしたがって本会社の帰属となることを認識の上、本知的財産についていかなる権利も主張しないこと、並びに本知的財産を本秘密情報とみなして前条に準じて取り扱うことを誓約します。
  
3. 私は、この誓約に対する私の違反により、本会社及び第三者の間において紛争が生じた場合、本会社を免責し私の責任において当該第三者との紛争を解決することを誓約します。かかる場合、私は、当該紛争により本会社又は当該第三者が被った損害について、本会社の帰責性がない限度で、法律により許容されている範囲において、本会社又は当該第三者に対してこれを賠償することを誓約します。

**\*\*\* END \*\*\***